

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和8年5月18日

広島県知事 横 田 美 香

県一般8第9号

1 調達内容

(1) 借入件名

デジタル印刷機の借入れ、保守及び消耗品の供給

(2) 借入件名の数量

次表のとおり

分類	台数
A 3機	25台
B 4機	54台

(3) 借入件名の特質等

仕様書による。

(4) 借入場所

仕様書に示す設置場所

(5) 設置期間

仕様書に示す設置期間

(6) 借入期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(7) 入札方法及び入札書の記載方法

入札説明書による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「20レンタル・リースA事務機器」から「20レンタル・リースZその他」のいずれかの資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 仕様書に示された性能等の要件を全て満たしている物品を納入することができる者で

あること。

- (5) 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる体制が整備されている者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記2(2)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和8年5月18日(月)から令和8年6月2日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。
なお、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
- ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2141(ダイヤルイン)
- イ 交付期間
令和8年5月18日(月)から令和8年6月2日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
- ウ 入手方法
広島県ホームページからダウンロードする又は郵送により請求すること。ただし、
郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切
手を同封すること。
- (2) 入札参加資格の確認
- ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書、誓約書
のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入

札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年6月10日（水）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次表のとおり。

分類	日時
A 3機	令和8年7月2日（木） 午前10時00分
B 4機	令和8年7月2日（木） 午前10時30分

イ 場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館地下1階第一入札室

(4) 事前に入札書を提出する場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年7月1日（水） 午後4時30分

ウ 提出方法

封印した入札書を持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第

167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 電子契約の可否

可

なお、電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに「電子契約同意書」を電子メールで提出すること。【提出先 kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp】

(9) その他

入札説明書及び仕様書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）

電話 (082)513-2141（ダイヤルイン） ファクシミリ (082)228-5392

メールアドレス kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Lease and maintenance of Digital Duplicator in the next list. (including provision of related supplies)

Classification	Number
Machine for A3 printing	25sets
Machine for B4 printing	54sets

- (2) Lease period: From 1 September, 2026 through 31 August, 2031(A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
- (3) Lease place: Specified in the bid explanation form.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m., 2 June, 2026
- (5) Date and time for tenders:

Classification	Date and time
Machine for A3 printing	10:00 a.m., 2 July 2026
Machine for B4 printing	10:30 a.m., 2 July 2026

(Tenders submitted by mail 4:30 p.m, 1 July, 2026.)

- (6) Contact point for the notice: Contracts and Procurement Management Division,
Accounting Department Office of the Treasury, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Nakaku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2141(direct dialing) , kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp